

岐阜県公報

目次

告示

○岐阜県重要無形文化財の指定及び岐阜県重要無形文化財の保持者の認定

(文化伝承課)

岐阜県告示第七十号

岐阜県文化財保護条例(昭和二十九年岐阜県条例第三十七号)第七条第一項の規定による岐阜県重要無形文化財の指定及び同条第二項の規定による岐阜県重要無形文化財の保持者の認定を次のように行うので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県重要無形文化財

指定番号	種目	名称	内容	保持者	住所
岐阜保 認五 六	工芸 技術	日本刀	日本刀は、炭切りから銘切りまでの、刀匠が関わる全ての工程による制作技術であり、戦国時代以降、関の刀匠が全国に移住し、その文化を広めた。 尾川兼國氏は、関の刀剣文化を受け継ぎ、その保存・活用・継承に積極的に尽力した。また、打ち寄せる波を表現した刃紋「薄乱刃」を再現するなど、高い作刀技術を保持している。	尾川 兼國	山県市西深瀬 一六七〇番地 四
岐阜保	工芸	三彩	三彩は、二種以上の色釉	七代 加藤	多治見市市之

告示

号外(一) 令和五年二月二十一日